

あきる野市まち・ひと・しごと 創生総合戦略を策定しました

このたび策定した「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、人口減少や少子高齢化などへ対応していくため、まち・ひと・しごと創生法に基づき国・都道府県・区市町村が策定するものです。

- ▽基本理念 豊かな自然環境の中で仕事と子育てのバランスのとれた職住近接のあきる野市をめざして
- ▽基本目標
 - 地域経済が活性化し、働く場所のあるまち
 - 快適に住むことができ、多くの人々が交流するまち
 - 子育てしやすいまち
 - 安心・安全で、持続可能なまち
- ▽戦略的取組場所 情報公開コーナー(市役所4階)、企画政策課、五市出張所、中央公民館、市内各図書館
- ※市ホームページでも閲覧できます。
- ※パブリックコメントで提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方は、5月2日(月)まで閲覧できます。
- ▽問合せ 企画政策課

4月1日から「障害を理由とする差別の解消(障害者差別解消法)」が施行されます

障がいのある方への差別をなくすための基本的な事項や対応方法などを定めた障害者差別解消法が施行されます。

この法律では、行政機関などと民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を行うことを求めています。このことにより、障がいのある方への差別をなくし、障がいのある方もない方もその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

▽不当な差別的取扱い 障害があることを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否する・制限するなどの行為をいいます。

●具体例
*入店を拒否する

▽合理的配慮の提供 障がいのある方から意思表明があった場合に、その方の障害に合った必要な工夫や方法で配慮することをいいます。

●具体例
*車いす使用者に対し、段差がある場合にスロープなどを使って補助する。
*視覚障がいのある方に書類を渡すときに読み上げる、聴覚障がいのある方に筆談する、知的障がいのある方に分かりやすく説明するなどの方法で意思疎通を図る など

▽法のポイント 国の行政機関、地方公共団体などと民間事業者(個人事業者、NPO団体などを含む)の取扱いについては、表のとおりです。

不当な差別的取扱いをすることをいずれも禁止していません。合理的配慮の提供は、行政機関などには実施しなければならぬものとし、民間事業者には実施するように努力

平成28年度の 国民年金保険料は、 月額1万6260円です

保険料は、急速な少子高齢化に対応し、制度の安定を図るため、平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられます。

平成28年度の保険料は、平成27年度に比べて670円引き上げられ、月額1万6260円となります。

▽国民年金保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください
納付書に同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書」により、預貯金口座がある金融機関(郵便局含む)、年金事務所、市役所のいずれれ

表 国の行政機関、地方公共団体など
民間事業者の取扱い

区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関、地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者(個人事業者、NPO団体などを含む)		努力義務

平成28年度の土地・家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧と 固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地・家屋と事業用

固定資産税(土地・家屋)の内容を確認できる課税明細書(非課税物件と免税点未達を除く)は、5月に発送する納税通知書と組み合わせるものを送付します。この課税明細書で自己所有の固定資産の課税内容について確認してください。課税明細書は確定申告などにも利用できますので、大切に保存してください。

※所有する固定資産と課税明細書の内容と異なる場合は、連絡してください。

▽問合せ 課税課土地資産税係、家屋資産税係

償却資産を所有している方に課税されます。

課税の内容については他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の縦覧ができます。

▽期間 4月1日(金)～5月31日(火)(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽時間 午前8時30分～午後5時15分

▽場所 課税課

▽費用 無料

▽縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方

●必要書類：運転免許証など本人確認ができるもの

▽縦覧できる方 納税義務者、代理人、借地人、借家人と固定資産の処分をする権利がある一定の方

●必要書類：運転免許証など本人確認ができるもの

現在、3月定例会議の本会議の模様を配信中です。

市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。

▽問合せ 議会事務局

教育費の一部を援助します

就学援助

小・中学校に通っている子どもがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支払いが困難な場合は、保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の一部を援助します。

認定に必要な要件や申請方法など詳しくは、すでに各学校を

かて手続きしてください。

▽持ち物 国民年金保険料口座振替納付申出書、年金手帳、預貯金通帳、通帳の届出印、

▽問合せ

- 保険年金課年金係
- 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410

通じて配付している「就学援助に関するお知らせ」をご覧ください。届いていない場合は、お問い合わせください。

※小学校新1年生の家庭には、入学式後に各学校を通じてお知らせします。

▽申請・問合せ 教育総務課事務係

特別児童扶養手当額と児童扶養手当額の改定

特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母または父などが対象)が平成28年4月分から表1・2のとおり変更になります。

○問合せ 子育て支援課子育て支援係

表1 特別児童扶養手当額

区分	改正前の金額	改正後の金額
特別児童扶養手当1級(月額)	51,100円	51,500円
特別児童扶養手当2級(月額)	34,030円	34,300円

表2 児童扶養手当額

区分	改正前の金額	改正後の金額
全部支給(月額)	42,000円	42,330円
一部支給(月額)	41,990～9,910円	42,320～9,990円

新エネルギー・省エネルギー機器設置費の一部を補助します

市では、地球温暖化対策の観点から、4月1日から平成29年3月31日までの間に、太陽光発電システム、高効率給湯器などの機器の設置をした場合に、その費用の一部を補助します。補助対象機器、補助金額と予定台数は別表のとおりです。

募集期間などの詳細は6月1日の広報・ホームページでお知らせします。

▽問合せ 環境政策課環境政策係

別表 補助対象機器、補助金額と予定台数

機器の種類	補助金額	予定台数
太陽光発電システム	出力1kW当たり2万円(最大4kWまで)	20台
太陽熱利用システム	2万円	4台
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	3万円	10台
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	1万5千円	5台
ガス発電給湯器(エコウィル)	3万円	2台
燃料電池(エネファーム)	4万円	2台

※予定台数を上回る申込みがあった場合は抽選になります。